

規制・行政手続き見直し提案制度 提案内容と検討結果

《 行政手続き 》

○くらし（対応済 4 件 / 対応予定 1 件 / 対応検討中 1 件 / 現状維持 - 件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p>証明書コンビニ交付サービスでの戸籍関連証明書の発行 住民票の写しはマイナンバーカードを使って証明書コンビニ交付サービスで取得できるが、戸籍関連証明書は取得できず郵送のみとなっているため、取得できるようにしてほしい。</p>	<p>地域協働局 住民課</p>	<p>対応状況 対応済</p> <p>対応方針 神戸市では証明書コンビニ交付サービスで「住民票の写し」に加え、「戸籍全部事項証明書」「戸籍個人事項証明書」「戸籍の附票」といった戸籍関連証明書も取得することができます。また、本籍地が神戸市以外の場合でも、本籍地の自治体が証明書コンビニ交付サービスに対応している場合、利用登録申請が必要となる場合もありますが、神戸市のコンビニから取得することが可能です。ただし、本籍地の自治体が証明書コンビニ交付サービスに対応していない場合は本籍地の自治体窓口や郵送等で取得することになります。</p> <p>なお、除籍謄本や改製原戸籍謄本については、現状のコンビニ交付のシステムに対応しておりませんが、令和6年3月1日より戸籍証明書の広域交付が全国的に開始されており、本籍地のある自治体以外の市区町村の窓口でも除籍謄本や改製原戸籍謄本を含む戸籍証明書を取得いただくことができます。</p> <p>対応時期 —</p>
<p>マイナンバーカードのロック解除手続きの電子化 マイナンバーカードのパスワードを間違えてロックがかかった場合、その解除のために窓口に出向かないといけないのは本当に不便である。オンラインの手続きで解除できるようにしてほしい。</p>	<p>地域協働局 住民課</p>	<p>対応状況 対応済</p> <p>対応方針 国の方針（事務処理要領）により、マイナンバーカードの暗証番号のロック解除（番号の再設定）の方法は、自治体の窓口で本人であることを確認してから手続きを行うこととされているため、現行では電子上での手続きを行うことはできません。マイナンバーカードに記録されている電子証明書は、「署名用電子証明書」と「利用者証明用電子証明書」の2種類がありますが、令和4年2月から、署名用電子証明書の暗証番号のみロックがかかり、利用者証明用電子証明書の暗証番号が分かる場合は、スマートフォンアプリとコンビニのキオスク端末を利用して再設定を行うことができます。また、利用者証明用電子証明書についても、令和6年7月25日より、署名用電子証明書の暗証番号が分かる場合は、暗証番号の初期化及び再設定の手続きを一部店舗のキオスク端末で手続きできるようになりました（順次拡大予定）。</p> <p>対応時期 —</p>
<p>区役所窓口受付時間の拡大 区役所の窓口で行政手続きを行うためには、平日に仕事を休まなければならない。土日のどちらかは区役所窓口を開庁し、かわりにどこかの平日を休みとしてほしい。もしくは区役所の窓口に行かなくてもWEBで行政手続きを行えるようにしてほしい。</p>	<p>地域協働局 区役所課 企画調整局 / デジタル戦略部</p>	<p>対応状況 対応済</p> <p>対応方針 平日の日中に来庁できない方のため、毎週木曜日は19時45分まで、転入や転出に伴う手続きなどの受付を延長しています。また、引越しシーズンである3月の最終日曜日と4月の第1日曜日にも、8時45分から17時15分まで窓口を開けております。現在、来庁が難しい方のために行政手続きのスマート化に取り組んでおり、令和3年度からe-KOBE（神戸市スマート申請システム）の運用を開始しています。引き続きスピード感を持ってスマート化を推進し、またe-KOBEで申請可能な手続きの周知を図りながら、行政手続きの利便性向上に努めてまいります。</p> <p>対応時期 令和7年度：行政手続きの70%（約203万件）をスマート化</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<p>各種届出の窓口の共通化 市民健診や歯科検診、新型コロナウイルスのワクチン接種予約、シニア健康相談ダイヤルなどの各問い合わせ先について、外注委託先が多く、電話で問い合わせをするとならば回しにされてしまう。電話に限らずWEBで申込をする場合でも、e-KOBE（神戸市スマート申請システム）だけでなくその他のWEB予約サイトを使うように誘導されるものもある。電話やWEBサイトの問い合わせ先・申し込み先が煩雑すぎる。 電話なら総合コールセンター、WEBならe-KOBEを使えば受付が可能、となるようなワンストップ制度を目指してほしい。</p>	<p>市長室 広報戦略部 企画調整局／ デジタル戦略部</p>	<p>対応状況 対応予定</p> <p>対応方針 今後、総合コールセンターの機能を拡充させ、市民からの問い合わせ機能を集約したポータルサイトを作成するなど改善を図ります。ポータルサイトにはメールフォームやチャットなどWEBによる問い合わせ機能に加え、イベントの申込やe-KOBE等の手続きに誘導する機能を備え、2024年12月に運用を開始する予定です。また2024年3月に新たに策定したコールセンターガイドラインに基づき、必要性や機能等を見直し、コールセンターの統廃合や機能充実を進め、市民にとって分かりやすく利便性の高いコールセンターを構築してまいります。 WEBでの申請については可能な限りe-KOBE（神戸市スマート申請システム）への集約を進めていますが、手続きによっては、その性質的な理由から専用システムでの受付が必要な場合もあります。そのような場合でも適切な申請方法に誘導できるよう広報に努め、より分かりやすい案内を行ってまいります。</p> <p>対応時期 令和6年12月：ポータルサイト運用開始予定</p>
<p>行政手続きのスマート化 聴覚に障害があるためメールでの手続きを希望したが、本人確認ができないという理由でできなかった。わざわざ区役所まで出かけたり、郵送で何日もかけて手続きをしなければならない。本人確認は事前のアドレス登録やショートメッセージサービス（SMS）の認証などで解消されるはずなので、メールやチャットで手続きが可能となるようにしてほしい。この変更によって聴覚言語障がい者はもちろん、コミュニケーション手段がインターネットに移りつつある若い世代も便利になるはずである。電話対応に費やされる時間が減ることで、職員の負担も軽減されるだろう。</p>	<p>企画調整局／ デジタル戦略部 福祉局障害福祉課</p>	<p>対応状況 対応検討中</p> <p>対応方針 神戸市では、行政手続きのスマート化に取り組んでおり、令和3年度から市民にとって使いやすい電子申請システムとしてe-KOBE（神戸市スマート申請システム）の運用を開始しています。e-KOBEでは、本人確認方法としてマイナンバーカードによる電子署名や本人確認書類の添付が可能です。 現在、聴覚障がいのある方へのコミュニケーションの支援として、各区役所への手話通訳者の配置や、手話通訳者・要約筆記者を個人派遣するサービスを実施しているほか、国においては、手話通訳オペレータ等を介して電話で意思疎通ができる電話リレーサービスを公共インフラとして提供していますが、聴覚障害のある方にとっても電子申請がより利便性が高いことを考慮し、本人確認が必要な行政手続きについても、電子申請ができる手続きの拡大に取り組み、市民の利便性を向上してまいります。</p> <p>対応時期 令和7年度：行政手続きの70%（約203万件）をスマート化</p>
<p>住民税納付手続きのインターネットバンキング化 住民税の納付について、インターネットバンキングの利用やネット銀行での支払いを可能としてほしい。</p>	<p>行財政局／ 税務部収納管理課</p>	<p>対応状況 対応済</p> <p>対応方針 住民税の納付については、口座振替やクレジットカードの利用、スマートフォン決済、コンビニエンスストア等での納付書での支払いなど、様々な方法がありますが、「共通納税対応金融機関」であれば、インターネットバンキングを利用した支払いも可能です。納付書にあるeL-QR(または印字された番号(eL番号))を利用し「地方税お支払サイト」から納付をお願いします。なお、対応可能な金融機関にはネット銀行も含まれています。対応金融機関はeL-TAXホームページ「共通納税対応機関」のページ(https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/)をご確認ください。</p> <p>対応時期 —</p>

○子育て・教育（対応済 4 件 / 対応予定 4 件 / 対応検討中 1 件 / 現状維持 1 件 / 国に要望中 1 件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p>産前産後ホームヘルプサービス事業申請手続きの簡素化 産前産後ホームヘルプサービスの申し込みのハードルが高いと感じる。申し込みには同意書と母子手帳の写しを持って区役所まで行く必要があるが、「今は落ちているから申し込みほどではない」と申込書を提出しなかった場合は、後日に突然体調を崩してサービスを受けたいと思った時に区役所に申し込みに行く必要があり、対応が困難である。また、体調には波があるので、事前に「1週間に何回来てほしい」という希望を出しづらい。</p> <p>電話やWEBでの申し込みや、サービスを利用する「かもしれない」妊婦も含めた事前の申し込みを可能にしてほしい。</p>	<p>こども家庭局／ 家庭支援課</p>	<p>対応状況 対応済</p> <p>対応方針 「産前産後ホームヘルプサービス事業」は、昼間に周囲のサポートを得られず、体調不良などで家事や育児が困難な方にヘルパーを派遣する事業です。ご提案のとおり、申請のため区役所に行く必要があることは利用者にとって負担が大きかったため、令和6年2月からe-KOBE（神戸市スマート申請システム）での受付を開始し、電子申請化しました。また電子申請化にあわせ、希望する利用頻度についても、「週〇回」という選択肢に加え「事業者と相談して決めたい」という項目も設けました。</p> <p>お申し込み後、初回のご利用前には区の保健師が電話で家庭状況を確認するなど、きめ細かなサービスにつなげています。引き続き制度の充実や利用者の負担軽減に努めてまいります。</p> <p>対応時期 —</p>
<p>保育園入園手続きの電子化 保育園入園のための申し込みを電子申請で行ったが、提出書類に不備があったため、区役所窓口まで再提出に向く必要があった。再提出についても電子申請で完結できるようにしてほしい。</p>	<p>こども家庭局／ 幼保事業課</p>	<p>対応状況 対応予定</p> <p>対応方針 保育園の入園申し込み（教育・保育給付認定申請）は、e-KOBE（神戸市スマート申請システム）での申請受付を行っています。</p> <p>申請者がe-KOBEで申請後、e-KOBEの処理ステータスが「審査完了」になるまでは、当初の申請に追加する形での書類提出は可能ですが、「審査完了」以降は、当初申請に追加して書類を提出することが現状ではできません。そのため、令和6年10月を目途に、追加書類を提出するための専用フォームを構築することにより、簡易に電子申請にて追加書類の提出が行えるように改善を図ります。</p> <p>対応時期 令和6年度中：保育園入園申し込みの内容修正手続きの完全電子化</p>
<p>保育所の利用にかかる現況届等の簡素化 保育所の利用に関して、「現況届」や「保育所利用理由等調査票」などの書類を、毎年の提出ではなく必要時のみの提出にしてほしい。家庭の状況や保護者の就労状況など、基本的に内容が変わらない書類を毎年提出させられるのが非常に不満である。また、書類に手描きで自宅までの地図を記載しなければならないが、地図アプリに置き換えるなど記載を省略してほしい。</p>	<p>こども家庭局／ 幼保事業課</p>	<p>対応状況 対応済</p> <p>対応方針 「子ども・子育て支援法」では、保育所利用者の世帯状況に変更がないか、また保育を必要とする事由に該当しているかなど、必要事項を毎年確認することが定められているため、毎年「現況届」の提出をお願いしています。お手数をおかけしますが、ご理解いただくようお願いいたします。申請の際は、便利な電子申請をぜひご利用ください。ご指摘の「保育所利用理由等調査票」は入所申込の際のみご提出をお願いしており、その後の提出は不要です。</p> <p>また、公立保育園では自宅までの地図の記載が必要な書類はありませんが、民間保育園等では独自に提出を求めている園もあるものと考えられるため、令和6年5月に開催した市内の園長が集まる園長会等の場で、保護者の方の負担が少しでも軽減されるよう、書類の改善（必要最小限の項目に限ること等）や提出方法の工夫（毎年同じ内容の項目は求めない等）などについて、要請いたしました。</p> <p>対応時期 —</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<p>病児保育の利用手続きの簡素化</p> <p>利用したい病児保育施設が複数あるが、利用登録はそれぞれの施設に対して行う必要があり、また書類を印刷し、手書きをしたうえで各施設に直接持参しなければならず負担である。また利用したい場合には、空き状況等を各施設へ直接問い合わせる必要があり、これも負担となっている。</p> <p>そこで、利用登録をオンラインでできるようにしたうえで、各施設に対してではなく、複数施設をまとめて登録できるようにしてほしい。また、空き状況についてもオンラインで確認できるようにしてほしい。</p>	<p>こども家庭局／ 幼保事業課</p>	<p>対応状況 対応予定</p> <p>対応方針 病児保育では安全な保育のため、病状の急変などに備え既往歴やアレルギーの有無などを把握する必要があり、利用を希望する施設に対して事前の「利用登録」をお願いしています。現在、多くの施設が導入しているパッケージソフトでは、施設が必要とする全ての情報をシステム上だけでは登録できない仕様となっていることから、利用登録は、施設への書類の持参や郵送、あるいはメールでの提出をお願いしているところです。</p> <p>この度の提案内容を踏まえ、オンライン予約システム上で利用登録手続きができないか、システム会社と改修について協議する予定です。また、現在は、希望する施設ごとに利用登録をお願いしていますが、複数施設の一括登録についてもシステム会社と課題を共有し、システム上での一括登録の導入について要望しています。</p> <p>また、施設の空き状況の確認ですが、オンライン予約システム「あずかるこちゃん」を導入している施設であれば、施設にお電話いただくことなくシステム上で確認することができます。現在、各施設に対して「あずかるこちゃん」等のオンライン予約システムの導入を積極的に働きかけており、22施設中15施設で導入されています。市民の利便性向上の観点から、引き続き施設に対し導入を働きかけてまいります。</p> <p>対応時期 令和6年度中：予約システムの改修（利用登録手続きの電子申請化）</p>
<p>学童保育の急な延長利用への対応</p> <p>学童保育を利用する際、事前に申請した時間内に迎えに行けそうにない場合でも、必ず時間内に迎えに行かなければならず、当日の急な延長ができない。30分延長チケットの導入など、急な延長に対応してほしい。また長期休暇のみの預かりも導入してほしい。</p>	<p>こども家庭局／ こども青少年課</p>	<p>対応状況 対応予定</p> <p>対応方針 学童保育における保護者のニーズは様々で、これまでもニーズの高い早朝の受入れや学習支援の実施等の対応を行ってきました。</p> <p>現在、学童保育を延長利用される方には、児童の安全確保のため保護者の方のお迎えを必須とし、保護者の方のお迎えに来られない場合には、あらかじめ選任いただいている代理人（祖父母等）にお迎えに来ていただくこととしています。これは、保育の延長のためにはあらかじめ施設で対応に必要な人数の職員を確保する必要があり、事前申込のない急な延長への対応が難しい状況にあるためです。職場が遠方等の理由で、決まった時間にお迎えいただくことが難しい場合は、余裕を持った時間で延長を申し込みいただくか、対応可能な代理人を選定いただく等、ご理解とご協力をお願いします。</p> <p>また、長期休暇のみの学童保育ですが、令和6年度の夏休みより、受入れに十分な余裕のある施設から対応を開始しました。</p> <p>引き続き、学童保育の充実に向けて、多様な保護者ニーズや指定管理者の意見の把握に努めてまいります。</p> <p>対応時期 令和6年度：長期休暇のみの学童保育の実施（一部施設）</p>
<p>高校生等通学定期券補助制度の申請の簡素化</p> <p>通学定期券購入の助成金の申請には定期券の写真が必要だが、定期券が1か月ごとしか買えないくらい高額なので、購入の度に撮影が必要となり負担が大きく、撮影を忘れることもある。また、申請する際、購入した毎月の定期の情報をそれぞれ入力しなければならないのも負担である。</p> <p>駅の区間は基本変わらないものなので、一定まとめるなど、もう少し申請方法を簡素化してほしい。</p>	<p>こども家庭局／ こども青少年課</p>	<p>対応状況 対応済</p> <p>対応方針 高校生等通学定期券補助制度の申請には、審査・支出を適正に行うため、原則、定期券の写真が必要としています。しかし、ご提案のように定期券の写真がない場合でも対応してほしいという声がありましたので、令和4年度から、定期券の写真がない場合、次の①～③のうちいずれか2つを組み合わせることで申請ができるようにしました。</p> <p>①領収書またはクレジットカードの明細 ②学生証の通学定期券発行控 ③継続定期券</p> <p>また、申請フォームについても改善を図り、同じ交通機関で区間も同じ定期券については、重複した情報の入力を不要とする見直しを行いました。</p> <p>対応時期 —</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<p>小学校入学前健康診断日程の周知の早期化</p> <p>小学校入学前の健康診断について、10月1日時点で住民票に登録された住所地为校区と定める小学校で受診することになっている。そのため、10月に入ってから11月の健診日の通知を受けるが、健康診断を受けるため仕事の都合をあわせ休暇を取得する必要があり、日程の通知が遅いと感じる。各小学校の実施日時について、早々にホームページなどで公開してほしい。</p>	<p>教育委員会事務局／ 学校経営支援課</p>	<p>対応状況 対応予定</p> <p>対応方針 これまで入学前健康診断の実施日時は保護者への通知のみでお知らせしていましたが、令和5年度より小学校ごとの入学前健康診断実施日時の一覧を神戸市ホームページで公開するようにしました。</p> <p>例年、関係機関との調整等のため、各学校での入学前健康診断実施日時の確定が8月末になることから、昨年度はホームページへの公開を9月中旬に行いましたが、令和6年度からは少しでも早期に公表できるよう、9月上旬での公開を検討いたします。</p> <p>対応時期 令和6年度9月頃：入学前健康診断実施日時の公開</p>
<p>児童扶養手当にかかる現況届の負担軽減</p> <p>児童扶養手当の現況届の提出について、区役所窓口でしか手続きできない現状を変え、WEBや郵送で申請できるようにしてほしい。</p>	<p>こども家庭局／ 子育て支援課</p>	<p>対応状況 対応済</p> <p>対応方針 国においては、毎年8月を集中相談期間として設定し、児童扶養手当の現況届の提出とあわせ、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題を対面で相談できる機会を設けるよう定められていました。そのため、従来区役所の窓口へ来所をお願いしてきましたが、国から、ひとり親の負担や地域の状況等を考慮し、郵送やオンラインでの手続きを可能とする通知がありました。そこで今年度より、電話確認や面談等により、ひとり親や児童に対する支援が十分に行われるよう留意した上で、状況に変更がない場合などについては現況届をe-KOBEで電子申請できるようにしました。引き続き、対象者拡大を検討します。</p> <p>対応時期 —</p>
<p>JR西日本通勤定期の割引のための証明書申請の電子化</p> <p>JR西日本の通勤定期購入の割引制度を利用しているが、制度利用のために必要な証明書を区役所まで直接取りに行かないといけないのが大変不便である。平日は仕事をしているため、わざわざ休みを取って行かなければいけない。</p> <p>証明書の発行について、オンライン、または郵送での受付・交付に対応してほしい。</p>	<p>こども家庭局／ 子育て支援課</p>	<p>対応状況 国に要望中</p> <p>対応方針 JRの取り組みとして、児童扶養手当を受給している世帯はJRの通勤定期を3割引の価格で購入することができます。児童扶養手当の受給を証明する「資格証明書」等の必要書類は、国からの依頼により各市町村窓口で発行を行っています。必要書類の様式はJRの規則で定められており、この度ご提案の方法（オンライン）へ変更できないか、JRに対し要望するよう国へ要請しました。</p> <p>郵送での受付・交付については、今後課題を整理した上で検討を進めてまいります。</p> <p>対応時期 —</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<p>施設型給付費の結果通知の様式改善</p> <p>幼保連携型認定こども園の施設型給付について、2023年度のシステム変更に伴い、市から通知される「支払表」の表示方法が変更された。2023年度までは①公定価格、②施設給付費、③利用者負担額、のそれぞれの合計額が表示されていたが、新しい支払表では②施設給付費分しか合計が表示されなくなった。</p> <p>当園では毎月、③利用者負担額の合計と、保護者への請求額の合計を照し合わせて確認作業を行っていたが、表示の変更によりこちらで合計額を算出しなければならなくなり不便を感じている。以前のように①②③それぞれの合計額を表示してほしい。</p> <p>また以前より、毎月の委託費の精算の経緯が複雑でわかりづらかったため、わかるような明細を付けてほしい。</p>	<p>こども家庭局／ 幼保振興課</p>	<p>対応状況 現状維持</p> <p>対応方針</p> <p>民間の保育所や認定こども園等に対しては、毎月、国が定める①「公定価格」（児童1人を受け入れるにあたって平均的にかかる施設ごとの費用）と③「利用者負担額（保育料）」（利用者の所得に応じて定める利用料）の差額を②「施設型給付費」として支給しています。</p> <p>①公定価格は、施設種別ごとに地域・定員・児童の年齢・保育必要量に応じた基本額が定められているほか、人員配置や実施する事業などにより国の定義した加算が28種類存在します。加算の適否は毎月判定する必要があるため、支給額は毎月変動します。</p> <p>②施設型給付費については、国の通知により、原則として施設から請求するところを市の職権による給付も可能とされています。そのため本市では、各施設の事務負担等を考慮して、各施設の提出資料を基に市で審査し、その結果を基幹システムで計算して給付したうえ計算結果のみを各施設に通知してきたところです。</p> <p>本業務で使用する基幹システムは、法律に基づき、令和7年度末までに国が示す標準仕様に適合したシステムへと移行する必要があります。標準化されたシステムにおいては、帳票の様式や記載内容が細かく規定されており、自治体が独自に追加や変更を行うことはできません。令和4年度までは市独自の基幹システムを使用していたため、施設に通知する帳票類も独自の様式で作成できましたが、令和5年5月より、標準仕様に適合する新たな基幹システムを導入しました。</p> <p>以上のことから、ご提案の内容については標準仕様にない項目のため帳票に表示することはできません。①公定価格と③利用者負担額（保育料）については、年齢ごと、保育必要量ごとの小計を表示する仕様となっているため、これらの情報を基にお手元で計算いただきますようご理解をお願いいたします。</p> <p>なお、令和6年4月より「申請支援システム」を導入しました。このシステムは、これまで郵送やEメールで提出いただいていた各種資料と①公定価格の計算を結び付けるもので、各施設において、システムの指示にしたがって入力していただくと、システムが①公定価格を計算し、通知を待つことなく概算金額の確認が可能です。また、精算についても何月のどの部分が精算されるのか過程が確認できるものとなっています。</p> <p>対応時期 —</p>

○福祉・医療（対応済 1件 / 対応予定 2件 / 対応検討中 3件 / 現状維持 3件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p>障害福祉サービス利用開始までの期間短縮 障害福祉サービスを利用するよう医師の指導があつてから、サービスの利用開始まで3～4か月ほど必要で、サービスを利用したい時に利用することができない状況である。 サービス利用開始までの手続きを簡素化し、期間を短縮してほしい。介護保険制度のように申請してから1か月程度で結果が出るようにしてほしい。特に障害福祉サービス等利用計画の審査は、案と本計画の2回の審査を行うが2回も必要なのか。</p>	<p>福祉局 障害者支援課</p>	<p>対応状況 現状維持</p> <p>対応方針 障害者総合支援法によって障害福祉サービスの利用開始までの手順は決められており、申請受付後、「障害支援区分の認定」「サービス等利用計画（案）の作成・提出」「支給決定」「サービス等利用計画（本計画）の作成」を行ったのちに利用開始することとなっています。 作成するサービス等利用計画ですが、案と変更がない場合においても支給決定内容を踏まえた計画を作成する必要があるため、関係事業者が出席する「サービス担当者会議」を開くことが必要で、会議で専門的な意見を聴取したうえでその意見を内容に反映させた本計画を作成する必要があります。計画案と本計画の2回作成を行うという本手順は法に基づくものであり、本市としてもサービスの決定に必要な手順であると考えています。 また、冒頭の処理期間についてもそれぞれの工程に時間を要するため一定の期間が必要です。現在、神戸市では他都市と同様に、一般的に申請から支給決定までを3か月程度で行っていますが、今後も障害福祉サービスの迅速な支給決定に努めてまいります。 なお、介護保険制度と障害福祉サービスでは各根拠法において求める手順が異なっており、サービス利用までに必要な手順に差が多いため単純に比較することはできないと考えています。</p> <p>対応時期 —</p>
<p>自立支援医療受給者証の申請手続きの電子化と有効期間の延長 現在、自立支援医療（精神通院医療）受給者証の更新のために区役所の窓口まで行く必要がある。電子申請で手続きができるようにしてほしい。また、手続きに医療機関の診断書が必要だが、診断書の様式を簡易なものにしたり、発行料金を安くしてほしい。さらに、受給者証の有効期間を1年間から2年間に延長し、更新手続きの頻度を下げしてほしい。</p>	<p>健康局／ 精神保健福祉センター</p>	<p>対応状況 対応済</p> <p>対応方針 自立支援医療（精神通院医療）受給者証の申請については、6月下旬から窓口に来庁せずともe-KOBE（神戸市スマート申請システム）で電子申請できるようになりました（精神障害者保健福祉手帳と同時申請の場合を除く）。 なお、受給者証の有効期間（1年間）と申請に必要な診断書の様式（病状や治療内容などの要記載事項）は国によって定められており、また神戸市としても適正な審査のためには必要な手続きであると考えておりますのでご理解をお願いします。 なお、診断書の発行は健康保険の適用外であり、各医療機関ごとに料金が設定されています。</p> <p>対応時期 —</p>
<p>後期高齢者健診の対象者等の見直し 神戸市の後期高齢者健診は他都市と違って生活習慣病治療中の人は対象外となっている。また、受診券も自動的に郵送されるわけではなく、申し込み形式となっており、郵便・電話・FAXでの対応となっている。 後期高齢者健診の対象者を生活習慣病治療中の人も対象としてほしい。また、受診券も自動的に郵送されるか、せめて申し込み形式をとるとしても、オンラインでの申請受付をしてほしい。</p>	<p>福祉局／ 国保年金医療課</p>	<p>対応状況 対応検討中</p> <p>対応方針 神戸市後期高齢者健診は、普段、医療にかかっていない方に対して自身の健康リスクに気づき、必要な場合にはかかりつけ医を持っていただくことを目的として実施しています。こうした目的を踏まえ、定期的に医療機関を受診し、主治医より薬を処方されている生活習慣病治療中の方は対象外としています。また、対象者が限られることから、受診券送付にあたり申請方式を採用しています。 一方で、他の自治体における後期高齢者健診の実施状況や、現在の受診券の申込手続きにかかる課題等を踏まえると、対象者や受診方法・期間等について一定の見直しが必要と考えられることから、市民サービス向上の観点から最適な実施体制を検討してまいります。</p> <p>対応時期 令和6年度以降：後期高齢者健診の対象者や受診方法・期間等について検討 令和7年度以降：後期高齢者健診の対象者や受診方法・期間等について一定の見直し</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<p>特定健診の申請方式の変更</p> <p>現在、特定健診の受診券は対象者全員に一斉発送されているが、他都市ではオンラインで申請のうえ、発行しているところもある。特定健診を全く受ける予定のない人への発送に係るコストや資源を削減するため、神戸市でも方式を変更できないか。</p> <p>また、年度途中の国民健康保険加入者や受診券を紛失した人などの再発行の希望者は、「けんしん案内センター」へ架電、もしくはFAXでの申請となっているが、こちらもオンラインでの申請にしてほしい。</p>	<p>福祉局／ 国保年金医療課</p>	<p>対応状況 対応予定</p> <p>対応方針 特定健診は法令によって保険者である神戸市に実施が義務付けられており、対象者全員に健診について広く周知する必要があることから、対象者全員への受診券の一斉発送を行っています。申請方式にすることで受診率の低下が懸念されるため、多くの方に特定健診を認識して受診いただけるよう郵送を継続実施したいと考えています。ただし、紛失などによる受診券の再交付申請については、現在電話による受付のみで行っていますが、市民の利便性向上のため、オンラインでの申請が可能となるよう対応を予定します。</p> <p>対応時期 令和7年4月以降：特定健診再交付申請のオンライン予約化</p>
<p>集団検診の予約受付窓口の一本化</p> <p>神戸市の集団健診について、「須磨パティオ」で受診しようとする電話をしたところ、申込先は「JA兵庫厚生連」だと案内されたため、JAに電話で「須磨パティオ」か「キャンパススクエア」で受診したいと相談すると、「兵庫県予防医学協会」へ電話をするよう案内された。また、がん検診の会場にもなっているので、JAに須磨パティオでがん検診を受けたいと電話をすると、「兵庫県予防医学協会」へ電話をかけるよう案内された。申し込み先を整理・統合してほしい。</p>	<p>健康局 保健所保健課 福祉局／ 国保年金医療課</p>	<p>対応状況 対応検討中</p> <p>対応方針 神戸市の集団健診（特定健診）とがん検診は市から民間に委託しており、会場や健（検）診の種類によって運営者が「兵庫県予防医学協会」か「JA兵庫厚生連」のどちらかとなっています。WEB予約の場合は、運営者に関わらず、同じWEB予約サイトから予約が可能です。より多くの方に利用いただけるよう、利便性の向上や周知に努めてまいります。一方で、電話予約は運営者により予約窓口が異なります。ご提案のとおり、電話予約における利便性向上が必要と考えられるため、特定健診とがん検診の電話での予約受付窓口の一本化に向けて関係機関と検討を進めています。</p> <p>対応時期 令和6年度：関係機関との検討 令和7年度以降：電話での予約受付窓口の一本化</p>
<p>集団健診会場での資格確認のマイナンバーカード対応</p> <p>集団健診会場で受診券を持参しているにもかかわらず、資格確認に紙の保険証の提示を求められる。マイナンバーカードを持参していたが紙の保険証でないと認められなかった。また、電話で健診受診券の再発行を申請した時も、紙の保険証を手元に用意して電話するように求められた。早くマイナンバーカードで通用するようにしてほしい。</p>	<p>福祉局／ 国保年金医療課</p>	<p>対応状況 対応予定</p> <p>対応方針 集団健診会場における資格確認については、これまで紙の保険証で実施していましたが、令和6年より順次、マイナンバーカードによる対応の開始を予定しています。また、受診券の再発行手続き等においても、WEBによる申請受付の導入と、電話による申請の場合でも紙の保険証を必要としない対応を検討します。</p> <p>対応時期 令和6年度以降：集団検診手続きにおけるマイナンバーカード対応の開始</p>

提案内容	所管部局	検討結果
<p>生活保護申請手続きの簡素化</p> <p>生活保護の申請にあたり、収入申告書などの様々な書類への記入が手間である。簡素化のため申請のオンライン化を実現してほしい。</p> <p>また、申請書類の記載において、日付を西暦ではなく和暦で記載することとされており、記入する際に考えてしまう部分が負担なので改善してほしい。</p>	<p>福祉局 暮らし支援課</p>	<p>対応状況 対応検討中</p> <p>対応方針 生活保護の申請において、収入申告書を含む様々な申請書類には適切に保護されるべき個人情報が含まれており、これをオンライン化するには、個人情報の保護を担保するとともに、本人からの提出であることを確認できる仕組みが必要です。</p> <p>現在、国と自治体が一体となって「自治体情報システム（住民記録システムなど）」の標準化を進めています。その中で、マイナポータルの申請管理機能を經由して、生活保護システムの情報が取得可能になることが予定されていることから、この機能を活用したオンラインでの申告手続きを検討していきます。</p> <p>なお、提出書類について、和暦記載としている箇所でも西暦で記載いただいてもかまいません。</p> <p>対応時期 令和9年度まで：国と自治体情報システムの標準化について検討、各種申告手続きのオンライン化の可否についての確認。 (※各種申告手続きのオンライン化については、標準化システムでの対応が可能と判断された時期より検討開始。)</p>
<p>福祉乗車証の再発行の迅速化</p> <p>福祉乗車証の再発行について、顔写真が不要にも関わらず発行までに約1か月も要する。即座に発行できるようにしてほしい。また、現在の福祉乗車証は長年利用するとばらばらに剥がれる材質である。もっと耐久性のある材質に変更してほしい。</p>	<p>福祉局 高齢福祉課</p>	<p>対応状況 現状維持</p> <p>対応方針 福祉乗車証は対象の交通機関を無料で利用できるICカードであり、対象者本人が利用するため、ICカード作成時に本人の氏名等をカードに印字するとともに、本人の情報とICカードを連携させる作業が必要となります。この連携作業およびICカードの作成については、専用の機器が必要となることから、特定の民間事業者に業務を委託しています。市から事業者へ申請者データを提供した後、カードの発行やデータ連携、封入や仕分け、発送等の一連の作業に日数を要することから、お手元にカードをお届けするまでに20日～30日程度の時間を要してしまいます。</p> <p>この度、即時に再発行ができるようあらかじめ予備のICカードを作成しておき、再発行の申請に応じて、区役所にて予備のカードに氏名を印字する方法を検討しましたが、予備カード作成のためには、区役所への専用機器の設置やシステムの大幅な改修など、経費が非常に高額となるため実施は難しいと考えています。</p> <p>なお、福祉乗車証の更新にあたっては、有効期限の3か月前までに更新申請書等をご自宅に送付しています。必要事項を記入して返信用封筒で返送するか、申請書に印字されている二次元コードから電子申請によりお手続きいただければ、期限内の更新が可能です。</p> <p>また、ICカードの材質については、事業者が耐用年数を確認したうえで作成しており、有効期間（最大10年）中は利用できる仕様となっています。福祉乗車証は平成25年度からICカード化しており、発行から10年を迎えた令和4年度にICカードの一斉更新を行いました。実績としても10年間の耐用性があつたと考えています。</p> <p>対応時期 —</p>
<p>離婚時の年金分割制度の周知</p> <p>離婚時の年金分割制度について、離婚後2年を過ぎると申請がない場合は年金が分割されない。年金などの制度を知らされる機会は少なく、実際に2年以内というのを知らずに申請の機会を失うことは多いと思われる。この状況を改善するため、市民の立場に立って、様々な制度を解りやすく、親身に案内してくれるコンシェルジュ的な窓口を設けてほしい。</p>	<p>福祉局／ 国保年金医療課</p> <p>地域協働局 住民課</p> <p>市長室／ 市民情報サービス課</p>	<p>対応状況 現状維持</p> <p>対応方針 離婚時の年金分割制度の行政窓口は日本年金機構ですが、神戸市では区役所で離婚届を受け付ける際、離婚に関連する様々な手続きの一覧（国民健康保険、国民年金、ひとり親家庭等医療費助成の申請）をお渡ししています。</p> <p>また、神戸市では市民相談室において、月2回社会保険労務士による各種社会保険・年金の相談も実施しています。ぜひご利用ください。</p> <p>対応時期 —</p>

○環境・衛生（対応済 1件 / 対応予定 1件 / 対応検討中 1件 / 現状維持 1件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p>充電式バッテリーの回収方法の見直し 充電式バッテリーの処分方法が負担である。バッテリー用の指定ごみ袋を作成し、収集してほしい。</p>	<p>環境局／ 環境企画課 資源循環課</p>	<p>対応状況 対応済</p> <p>対応方針 神戸市では乾電池を「燃えないごみ」として回収しています。一方、充電式バッテリーなどの小型充電式電池（小型二次電池）は、資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）において、小型二次電池製造業者事業者と小型二次電池を使用する製品の製造事業者、及びそれらの輸入販売事業者による自主回収とリサイクルが義務づけられていることから、業界団体である「一般社団法人JBRC」が家電量販店などの協力店を中心にボックスを設置し、回収しています。</p> <p>しかしながら、非会員企業製品の小型充電式電池は回収対象としていないことなどから、使用者が電池の排出ができない場合があることが全国的にも問題となっているため、本市では、公共施設に設置している「小型家電リサイクルボックス（22箇所）」に併設する形で、令和6年5月に「電池類回収ボックス」を設置し、小型充電式電池などの収集・処理に取組むこととしました。</p> <p>ご提案の新たな袋によるごみ収集車での収集ですが、小型充電式電池は強い圧力を受けると発熱・発火する可能性があるため、収集車による収集はできません。新しい収集方法や体制の構築を検討する必要がありますが、まずは既存の収集方法をしっかり周知しながら対応してまいります。</p> <p>対応時期 —</p>
<p>環境センターへの大型ごみ持ち込み予約手続きの迅速化 環境センターへの大型ごみの持ち込み手続きについて、これまでは電話での予約だったが、WEBでの予約に変わった。この変更により予約から搬入まで時間が長くなり不便である。さらにWEB予約にもかかわらず、持ち込み当日に手書きが必要な書類がある。</p> <p>WEB予約から搬入までを当日もしくは翌日には完了できるようにし、また、持ち込み当日の手書き書類を廃止してほしい。</p>	<p>環境局 業務課</p>	<p>対応状況 対応予定</p> <p>対応方針 大型ごみについては、「大型ごみ受付センター」へ申し込みのうえ、指定の日時・場所に出していただくことを原則としています。また補完的に、布施畑環境センター（西区伊川谷町）に直接持ち込みができるようにしています。</p> <p>環境センターへの持ち込みについては、搬入禁止物の持ち込みや、他人のごみを収集し自分のごみとして不正に持ち込むことで、不当利益を得ていることが疑われる事例があったことから、事前に本人確認やごみの種類、発生場所などを確認しています。</p> <p>従来は、持ち込みの際に環境センターでその確認を行っていましたが、近年、環境センターへの持ち込み件数が増加し、引越シーズンなどは長時間の待ち時間が発生していたため、令和5年4月からe-KOBE（神戸市スマートシステム）によるWEB予約制を導入し、環境センターでの手続きの短縮を図りました。また、受け入れできない品目は予約段階で伝えるとともに、持ち主のごみが疑わしい場合は事情を確認することにより、不正な搬入を防止しています。現在は申請から持ち込みまで1週間程度のお時間をいただいています。今後とも早期処理に努めてまいります。審査には一定の時間をいただく必要がありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、環境センターへの持ち込みの際、受付時に車両情報などを書類に記入していただいていたりましたが、今後は書類への記入を廃止し、効率化を進めてまいります。</p> <p>対応時期 令和6年度前半：環境センター受付時の書類記入の廃止</p>

○その他（対応済 1件 / 対応予定 1件 / 対応検討中 1件 / 現状維持 1件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p>DV等の被害者への支援措置の改善</p> <p>DV等の被害者への支援措置を受けており、住民票や戸籍の附票等に閲覧制限をかけているが、戸籍謄本には閲覧制限がかけられないと職員から伝えられた。そのため、関係のない遠方の土地を新本籍地としたが、新苗字や配偶者の名前、新本籍地などが加害者に閲覧される恐れを常に感じ、居場所を特定されて再び被害を受けないか不安を抱えたまま生活している。また本籍地を遠方に設定したが、戸籍謄本が必要な場合、証明書コンビニ交付サービスで取得ができないため、現地まで申請に行かなければならない。このようにDV被害者側に時間的、金銭的な負担が発生している。</p> <p>DV等の被害者への支援措置について、戸籍謄本の内容も閲覧できないように制限をかけてほしい。また支援措置を受けている場合でも証明書コンビニ交付サービスで戸籍謄本の取得ができるようにしてほしい。</p>	<p>地域協働局 住民課</p>	<p>対応状況</p> <p>対応済</p> <p>対応方針</p> <p>「DV等の被害者の方への支援措置」の対象者に関する戸籍謄本等の取扱いは、戸籍法や法務省の方針（事務連絡）に基づいて手続きしており、加害者が住所探索等を目的として交付を請求した場合、戸籍法第10条第2項の規定により、不当目的として交付を拒否しています。お手数ですが、戸籍に関する支援措置については支援措置を申し出た市区町村にご相談ください。</p> <p>また神戸市では、戸籍の支援措置を行った場合は戸籍が容易に取得されないよう、証明書コンビニ交付サービスで戸籍の交付を停止しています。ただし、証明書コンビニ交付サービスは本籍地の市区町村により対応が異なりますので、詳細な取り扱いについては本籍地の市区町村にご確認ください。</p> <p>対応時期</p> <p>—</p>

規制・行政手続き見直し提案制度 提案内容と検討結果

≪ 規制 ≫

○子育て・教育（対応済 1件 / 対応予定 1件 / 対応検討中 1件 / 現状維持 1件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p>保育園補助制度の幼稚園への対象拡大 「保育人材の確保・定着促進にかかる一時金」などの「6つのいいね」と呼ばれる神戸市の独自施策は、幼稚園には適応されていない。当幼稚園では先生の雇用が難しく、運営に影響が出ている。幼稚園にも適用を拡大し、保育園と比較しても平等で公平な支援内容にしてほしい。</p>	<p>こども家庭局/ 幼保振興課</p>	<p>対応状況 現状維持</p> <p>対応方針 神戸市では独自事業として、待機児童の解消ならびに保育人材の確保・定着を目的した6つの支援策を盛り込んだ「6つのいいね」事業に取り組んでいます。幼稚園についても神戸市の補助金を活用して「長時間預かり保育」を実施し、保育施設と同程度の預かり保育を実施している場合には、「6つのいいね」のうち、「保育人材の確保・定着促進にかかる一時金」、「奨学金返還支援事業補助」、「未就学児を持つ保育士の保育料一部貸付」、「潜在保育士等職場復帰支援一時金」を利用することが可能です。また、「資格等取得支援」については、認定こども園への移行を予定している幼稚園の教諭も対象となります。詳しくはこども家庭局幼保振興課までお問い合わせください。</p> <p>対応時期 —</p>
<p>医療的ケア児の通学の保護者付き添いの廃止 医療的ケア児が特別支援学校に通学する際、保護者が付き添いをする必要があり負担が大きい。保護者の付き添いなしで通学できるようにしてほしい。</p>	<p>教育委員会事務局/ 特別支援教育課</p>	<p>対応状況 対応済</p> <p>対応方針 医療的ケアが必要な児童・生徒の通学では、スクールバスの利用については安全面に配慮しながら個別に判断しています。通学中に医療的ケアが必要な場合はスクールバスをご利用いただけませんが、保護者の負担を軽減するため、下校時に看護師が介護タクシーに同乗する支援制度を実施しています(月6回まで利用可)。また、状況に応じて、保護者以外の方の付添いによる通学も可能ですので、在籍の特別支援学校にご相談ください。 今回のご意見も踏まえ、引き続き、医療的ケア児やその家族に対する支援の充実に努めてまいります。</p> <p>対応時期 —</p>

○福祉・医療（対応済 1件 / 対応予定 1件 / 対応検討中 1件 / 現状維持 1件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p>障害年金における初診日の認定基準の緩和 障害年金における初診日の認定基準が厳しいと感じる。初診当時は混乱していたため適切に手続きができておらず、初診日から10年を過ぎたため病院でカルテを破棄されてしまい、初診日認定ができなくなった。初診の認定は月や日の特定ではなく、せめて年度だけの認定に緩和してほしい。</p>	<p>福祉局/ 国保年金医療課</p>	<p>対応状況 現状維持</p> <p>対応方針 国民年金法では、障害年金の支給の可否の判断は「初診日（障害の原因となった病気やケガで初めて医師の診療を受けた日）」を起点に行われます。少なくとも「初診日の属する月」までは確定させる必要があります。障害年金を受給するためには一定期間の保険料の納付が必要ですが（保険料納付要件）、年度による初診日の認定は、この観点からも適切でないと考えています。 なお、申請者が申告する初診日について、その初診の医療機関証明が添付できない場合であっても、他の証明書類で一定期間内に初診があると確認できる場合や、20歳前の障害においては、20歳前に初診があることを他の証明書類（初診以外の医療機関や、第三者証明等）によって確認できる場合は、請求を可能とする緩和策も講じられています。詳しくはお近くの年金事務所か、お住いの区役所（国保年金係）でご相談ください。</p> <p>対応時期 —</p>

○まちづくり（対応済 一件 / 対応予定 一件 / 対応検討中 一件 / 現状維持 2件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p>学園都市駅周辺地域の用途地域の緩和</p> <p>神戸市西区の学園都市駅周辺は、用途地域規制のため個人経営の店舗が建てられない。今後の少子化で街が衰退しないよう若い移住者を増やすためにも、住宅地でも店舗を建てられるよう規制を緩和してほしい。</p>	<p>都市局 都市計画課</p>	<p>対応状況 現状維持</p> <p>対応方針 学園都市駅周辺の用途地域は、まちの拠点である駅周辺を「商業地域」に、大学や集合住宅等が立地する地域では「第一種中高層住居専用地域」から「第二種住居地域」に、低層の住宅の多い住宅街は住環境の維持・保全を目的とした「第一種低層住居専用地域」に指定しています。商業地域、第一種中高層住居専用地域、第二種住居地域では店舗等が立地できますが、第一種低層住居専用地域についてのみ、ご指摘のように店舗等は立地できない規制となっています。</p> <p>用途地域を変更する場合、1,000㎡以上の区域であれば、「都市計画提案制度」を活用することで変更が可能です。ご提案内容が「区域内の権利者の皆様の合意が図られていること」「神戸市のまちづくりの方針と合致していること」などの要件を満たした場合、必要に応じて用途地域の変更を行います。提案制度の活用によって、きめ細やかな地域単位での活力・魅力あるまちづくりの実現を進めています。</p> <p>また神戸市では、令和5年6月に、活力と魅力ある持続可能な都市空間の形成を図るため全市の用途地域の見直しを実施し、学園都市駅周辺でも、学園西町公園などの都市公園を第二種中高層住居専用地域に緩和し、公園施設としての店舗などの立地を可能にしました。公園活用の幅を広げることで地域の利便性を高め、多様化するライフスタイルや価値観に対応できるまちづくりを進めてまいります。</p> <p>対応時期 —</p>
<p>道路掘削・復旧工事の仕様の見直し</p> <p>現在、道路の掘削工事跡の復旧については掘削工事の影響が及ばないよう、工事によって不足した路盤材の補充だけでなく、路盤上部（厚さ5cm程度）を撤去したうえで、再度アスファルト舗装を行うことになっている。そのため工事費用が高くなり、工事も長期化することから、撤去した路盤材の補充のみとしてほしい。</p>	<p>建設局 道路工務課</p>	<p>対応状況 現状維持</p> <p>対応方針 道路の掘削にあたって表層であるアスファルト舗装を撤去する際、その下の路盤材に緩み（原因：撤去するアスファルト舗装へ路盤材が付着してしまうなど）が発生することから、掘削跡の復旧については、アスファルト舗装撤去の影響を受けやすい路盤上部（厚さ5cm程度）を撤去し、指定された材料により入念に締め固めを行った後に再度アスファルト舗装を行うことになっています。この取組は舗装の安定性・健全性を担保するものであり、ひいては市民の安全・安心につながるものですので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>対応時期 —</p>

○農業・農地（対応済 2件 / 対応予定 1件 / 対応検討中 1件 / 現状維持 1件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p>六次産業化のための規制緩和</p> <p>これから農家・酪農家が生き残るにあたり、建物の増改築や新たな用途の施設の増設などが必要となるが、都市計画法や建築基準法によってそれらが難しい。例えばレストランや宿泊施設、結婚式場、こども園、教育施設など、農場や酪農と組み合わせることで新たな可能性が生まれる施設の立地の妨げとなっている。こういった六次産業化は農家・酪農家が生き残るうえで必要な方向性であり、都市計画法や建築基準法の規制を緩和してほしい。</p> <p>また、六次産業化をめざす農家は、「1敷地1用途」という従来の枠組みの関係で敷地を分割しなければならないことが多いが、これは開発行為にあたるため、新規の道路を整備する必要があるなど大きなコストがかかり、事実上、開発行為をすることが難しい。その解消のため、農場や酪農場と一体として経営する場合にかぎり、1敷地に複数の用途の建物の整備を認めたり、農道との接道であっても接道条件として認めるなど、規制を緩和してほしい。</p>	<p>都市局 都市計画課</p> <p>建築住宅局/ 建築指導部 建築安全課</p>	<p>対応状況 対応済</p> <p>対応方針 【六次産業化のための規制緩和】 平成22年に「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（以下、六次産業化法）が制定され、六次産業化（一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業を一体化すること）が推進されるなか、神戸市としても畜産振興の観点や消費者ニーズを踏まえ、付加価値を高めた牛乳や乳製品開発などの六次産業化を支援しています。 ご提案のレストラン等については、六次産業化法に適合（例えば、酪農場で生産された農産物などを提供するための飲食店といった場合）すれば、酪農振興に資する施設として集落以外でも立地ができます。また、六次産業化法に適合しないようなレストランについても、平成28年に規制緩和を実施し、「共生ゾーン条例」に定められた範囲内で里づくりの拠点施設や農村定住起業施設として地域の承諾を得ることで、地元農家によるレストラン等の運営が可能となりました。 今後も事業者や地元からの意見を踏まえながら、引き続き六次産業化の推進に資するような規制緩和を推進していきます。</p> <p>【1敷地における複数用途での利用】 建築基準法では1つの建築物がある土地がその建築物にかかる敷地であり、1つの建築物ごとに1つの敷地であることが原則です。しかし、主用途に付属する施設（住宅における車庫など）や、主用途の機能を満たすために必要不可欠な施設（学校内の校舎、体育館、講堂のように用途上不可分の関係にあるもの）として、1つの敷地内に2つ以上の建築物を建築することは可能です。 ご提案のように、酪農家等が酪農場等と一体となって経営する施設（例えば、酪農場で生産された農産物などを提供するための販売店や飲食店、農場や酪農場での体験施設など）が用途上不可分の関係にあると判断できれば、1つの敷地内に2つ以上の建築物を建築することは可能です。都市計画法においても建築基準法と同様に、2つ以上の建築物があったとしても一体的な利用と判断できる場合には1つの区画として取り扱うこととなります。 六次産業化を目的とした1敷地における複数用途での利用については、これまで通り、施設の運営上一体的な利用であり用途上不可分の関係にあると判断できる場合には、1つの敷地内に2以上の建築物を建築することは可能と考えています。</p> <p>対応時期 —</p>
<p>市街化調整区域における規制緩和</p> <p>北区山田町の過疎化が深刻で、以前より農家も少なくなり空き家が増えている。簡易郵便局も閉鎖されたまま、市街化調整区域なので郵便局の2階に職員が住めないためではないかと考えている。国道やバス道沿いだけでも規制緩和を望む声が多く、土地の所有者には、地域の食材を使ったレストランやデイケア等の福祉・介護施設、医療事業者の事業所等の利用希望の問い合わせが多々あるようだが、現在の規制では農家以外は住めず施設の立地規制もある。箕谷トンネルの工事が行われることもあり、特に国道428号沿いの土地の規制を緩和してほしい。</p>	<p>都市局 都市計画課</p>	<p>対応状況 対応済</p> <p>対応方針 【レストラン等の立地・市街化調整区域での居住】 市街化調整区域でも居住者の日常生活のために必要な建築物等については、一定の要件を満たす場合に立地が可能です。郵便局は公益上必要な施設として立地が可能で、日本郵便会社が行う郵便の業務以外（銀行等）や社会福祉施設（介護施設等）についても、周辺の居住者の日常生活のために必要という要件を満たす場合には立地可能です。また幹線道路の沿道で一定の要件を満たす場合には、沿道サービス施設としてレストランも立地可能です。 これらの施設で働く方がその地域で住むために、施設との兼用住宅が考えられますが、住宅部分や兼用部分の用途が一定の要件を満たせば立地が可能です。兼用住宅でなくても、世帯分離住宅など一定の要件を満たす場合には市街化調整区域で居住することが可能です。</p> <p>【幹線道路沿いの規制緩和】 主要な道路の周辺については規制緩和を実施してきており、令和5年2月には、市街化区域から同一路線で繋がっている2車線以上の道路に面していて、かつ10年以上宅地のままの土地については、住宅や店舗・事務所などが建築できるよう要件を緩和し、宅地の有効活用を図りました。今後も市街化調整区域における農村地域の活性化を推進するため、事業者や地元からの意見を踏まえながら、引き続き規制緩和を推進していきます。</p> <p>対応時期 —</p>

○運輸・港湾（対応済 一件 / 対応予定 一件 / 対応検討中 一件 / 現状維持 1件）

提案内容	所管部局	検討結果
<p>防波堤への立ち入り禁止の解除</p> <p>神戸港の防波堤や垂水漁港内にある一文字は立ち入り禁止となっており、渡船が禁止される一方、近隣の自治体では渡船が禁止となっておらず営業が続けられている。神戸市でも他都市のように規制を解除し、渡船の営業を再開し、釣りが楽しめるようにしてほしい。</p>	<p>港湾局 経営課</p> <p>経済観光局 農水産課</p>	<p>対応状況</p> <p>現状維持</p> <p>対応方針</p> <p>神戸港の防波堤及び離岸堤は「港湾施設条例」に基づき、垂水漁港内にある一文字は「漁港及び漁場の整備等に関する法律」及び「神戸市漁港管理条例」に基づき立ち入り禁止としています。これらは陸続きではなく海上に独立しているものが多く、安全対策も施されていないため、津波などの災害や天候不良による波浪や高波の危険があり、転落など不測の事故に対する迅速な救助対応が困難な施設であることから、一般の方の立ち入りを禁止しています。</p> <p>他港において「魚釣り」を認めている防波堤は、陸域から徒歩で行けるなど、危険が少なく波浪の影響を受けにくい場所が多数で、施設の管理運営体制が構築されているほか、通常有すべき安全対策が講じられています。</p> <p>一方、対象施設は緊急時等の避難ルートが確立できず、さらに十分な安全対策を取ろうとすると、具体的には、①転落防止柵や救命浮環、昇降用梯子等の設置、②警戒船や監視員の配置、③緊急連絡体制の構築などが必要となりますが、現実的に沖合の施設でこのような対策を講じることは、費用負担の面も含め困難と考えています。</p> <p>神戸市として「魚釣り」を楽しんでいただくため、平磯海づり公園や神戸空港北親水エリア等のエリアがあるほか、現在休園中の須磨海づり公園も令和6年度中の再開に向けて再整備を進めており、令和7年度にリニューアルオープンを目指す六甲マリンパークの再整備の中でも新たな海釣り広場の設置を検討していますので、これらの施設もご利用ください。</p> <p>対応時期</p> <p>—</p>